

ひたちなか市バレーボール協会規約

(名 称)

第1条 本協会は、ひたちなか市バレーボール協会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第2条 本協会は、バレーボールの普及に努めると共にスポーツを通じて人格を尊重し、親睦と融和を保ちつつ健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協会には、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種バレーボール大会の開催並びに後援、共催、主管
- (2) 普及発展に関する活動の指導、育成
- (3) 技術向上に関する調査、研究、指導
- (4) 審判に関する講習会の開催
- (5) その他目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 本協会は、次の団体、個人をもって構成する。

- (1) 市内に在住するか、在勤するもので組織され、本協会の主旨に賛同し、登録している各種チーム。但し、一般の部（男子）の特別枠として、登録時点で茨城県に在住している者で、当該チームに所属している場合は構成人員として認める。

（女子の特別枠など詳細は 付則に記載）

- (2) 本協会の目的に賛同する学識経験者で総会の承認を得たもの。

(役 員)

第5条 1 本協会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 顧 問 | 2名 |
| (2) 会 長 | 1名 |
| (3) 副 会 長 | 若干名 |
| (4) 理 事 長 | 1名 |
| (5) 副理事長 | 若干名 |
| (6) 常任理事 | 若干名 |
| (7) 理 事 | 若干名 |
| (8) 幹 事 | 3名 |
| (9) 監 事 | 2名 |

2 必要と認めた場合、会長は顧問を推薦し、理事会の承認を得て委嘱することができる。

3 必要と認めた場合、会長は理事の中で特別理事を推薦し、理事会の承認を得て委嘱することができる。

(役員を選出)

第6条 1 本協会の会長・副会長は、理事会において推薦し、総会において承認を得る。

2 常任理事・理事は、会員より選出し、総会の承認を得る。但し、総務部、競技部、審判部の各部長・副部長は理事を兼務する。

3 理事の選出は当年度登録の各チームから、夫々最低1名を選出する事ができる。但し、チーム事情を考慮し必須とはしない。

4 理事長・副理事長は、理事の互選により選出する。

5 幹事は、会長が理事の中から委嘱する。

6 監事は、理事会で互選する。

(役員の仕事)

第7条 1 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

3 理事長は、常任理事・理事を代表して本会の会務を掌理し執行する。

4 常任理事は、理事長の掌理する事項について常時参画しその推進を図る。

- 5 理事は、事業の企画、運営にあたる。
- 6 幹事は、本会の庶務、経理を担当する。
- 7 監事は、会計監査を行う。

(役員任期)

- 第8条
- 1 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
 - 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前2項の任期は、次期役員就任まで継続する。

(会議)

- 第9条 本協会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とし、すべて会長が召集し議長となる。

(総会)

- 第10条
- 1 総会は、役員及び評議員をもって構成し、年1回以上開催する。
 - 2 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 年間事業計画及び報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 役員選出
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他必要事項

(常任理事会)

- 第11条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、会長が必要に応じて召集する。

(理事会)

- 第12条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事及び幹事をもって構成し、総会に提出する議案及び事業運営上必要な事項を審議する。

(評議員)

- 第13条 評議員は、登録チームの代表者とする。

(議決)

- 第14条 会議は、すべて過半数の出席をもって成立し、議決は3分の2以上とする。但し、欠席した構成委員の委任状は出席に加えることができる。

(組織)

- 第15条 本協会に次の部を置く。
- (1) 一般女子の部
 - (2) 一般男子の部
 - (3) スポーツ少年団の部
 - (4) 中学校の部

(登録)

- 第16条
- 1 登録*1は、本協会に登録する。
 - 2 チーム登録は、別に定める期日までに所定の用紙で、登録料を添えて申し込みを行う。
 - 3 追加登録及び登録後に変更が生じた場合は、その事項を直ちに文書をもって本会に届けなければならない。 *1 登録は一般女子の部、一般男子の部

(表彰)

- 第17条 別途定める表彰規程により該当するチーム及び個人を表彰することが出来る。

(会計)

- 第18条 本協会の経理は、登録料、参加料、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

(会計年度)

- 第19条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

- 第20条 この規約に定めるものの他、運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)
第21条

本規約は、平成 7年 4月 1日より施行する。
本規約は、平成11年 4月 1日より改正施行する。
本規約は、平成13年 4月 1日より改正施行する。
本規約は、平成14年 4月 1日より改正施行する。
本規約は、平成15年 4月24日より改正施行する。
本規約は、平成16年 4月22日より改正施行する。
本規約は、平成18年 4月23日より改正施行する。
本規約は、平成19年 4月 9日より改正施行する。
本規約は、平成20年 4月 1日より改正施行する。
本規約は、平成23年 5月29日より改正施行する。
本規約は、平成26年 4月 1日より改正施行する。
本規約は、令和7年 4月 1日より改正施行する。
本規約は、令和7年 4月20日より改正施行する。

付則 ひたちなか市バレーボール協会登録並びに試合要項

(除く、スポーツ少年団、中学生)

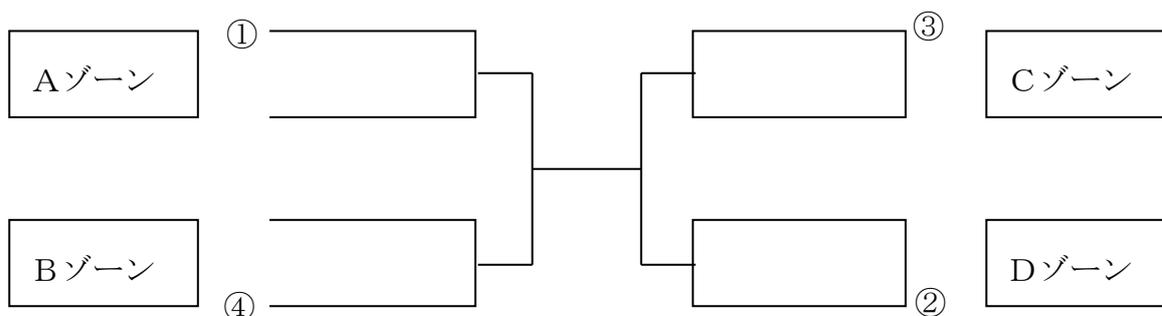
ひたちなか市バレーボール協会規約第16条(登録)並びに、第20条(その他)運営(試合要綱)について規定する。

1. 登録用紙は別紙を使用し、年度初めの指定期日に登録料を添えて申し込むこと。
2. 登録は、9人制：一般男子・一般女子の部に分けて各々登録する。
 - (1) 登録料：1チーム 3,000円
3. 主な大会(さわやか市民大会・夏季市民大会・スポーツ協会杯大会・秋季市民大会・春季市民大会)
 - (1) 登録
 - イ. 選手は、市内に在住*1するか、在勤*2する者で構成する事を基本とする。
特別枠として隣接する市町村(東海村、那珂市、水戸市、大洗町)に在住する者を3名まで構成人員として認める。尚、大学生は一般扱いとする。
但し、一般男子の部のみ特別枠として、登録時点で茨城県に居住している者で、当該チームに所属している場合は、構成人員として認める。
*1 在住はその地に住み、生活の拠点としている。 *2 在勤はその地で勤務に就いている。
 - ロ. 選手は、他チームとの二重登録はできない。
 - ハ. 選手のチームの追加登録は、上記イ・ロの条件が満たされた場合とする。この場合も、上記1項と同様に規定用紙に登録料を添えて登録するものとする。
 - ニ. 選手の登録変更(追加・抹消)は、各種大会時に申請出来る。但し、チーム間の移動は年一回のみとする。
 - ホ. 中学生、高校生の学生籍を有する者の登録は、1チーム2名以内とする。
 - (2) 試合
 - イ. 試合球 一般男子 : 5号球(カラーボール)
一般女子 : 4号球(カラーボール)
 - ロ. ネットの高さ 一般男子 : 2.38m
一般女子 : 2.10m
 - ハ. 試合方式
参加チームが最低2試合出来るように検討する。
一般男子 : 全大会、トーナメント戦(チーム数によっては別途検討)
一般女子 : 全大会、トーナメント戦またはリーグ戦
※トーナメント戦では、参加チーム数により敗者戦を行う。
※上記の方法を基本とするが、最終的には理事長と競技部で決定する。
4. その他
 - (1) 大会参加料：1チーム 4,000円
 - (2) 附則
 - 本規約は、平成 7年 4月 1日より施行する。
 - 本規約は、平成11年 4月 1日より改正施行する。
 - 本規約は、平成13年 4月 1日より改正施行する。
 - 本規約は、平成14年 4月 1日より改正施行する。
 - 本規約は、平成15年 4月24日より改正施行する。
 - 本規約は、平成16年 4月22日より改正施行する。
 - 本規約は、平成18年 4月23日より改正施行する。
 - 本規約は、平成19年 4月 9日より改正施行する。
 - 本規約は、平成20年 4月 1日より改正施行する。
 - 本規約は、平成23年 5月29日より改正施行する。
 - 本規約は、平成26年 4月 1日より改正施行する。
 - 本規約は、令和4年 4月 1日より改正施行する。

本規約は、令和5年 7月 1日より改正施行する。
本規約は、令和7年 4月 1日より改正施行する。
本規約は、令和7年 4月20日より改正施行する。

競技・審判運営の確認

1. 大会は、男子は公益財団法人日本バレーボール協会(以下、JVA と略す)制定9人制競技規則、女子は関東女性バレーボール連盟競技規則に準じ実施する事を基本とする。
2. チームの構成は、監督・コーチ・マネージャー・選手12名以内とする。
構成メンバー・エントリーについては
 - (1) JVA・国内競技委員会要項により、選手は背番号を含め、その訂正・追加は当日の朝、必ずエントリー変更の手続きを行うものとし、各チームは十分注意すること。
 - (2) 各試合のエントリーは、大会申込み時に選手として参加申込みをした最大18名の中から、各試合毎に所定の用紙に必要事項を記入し、本部記録係に提出すること。
尚、サービス・オーダー票はプロトコールの際に当該審判員に渡すこと。
※ 登録人数が18名に満たないチームの選手追加登録については、当日の受付時間まで追加登録を認める。
3. 監督・コーチ・マネージャー章及びキャプテンマークは、規定のものを各チームで用意し、所定の位置につけること。マーク・章の無い場合は、主審の指示に従うこと。
4. ベンチには、飲料水・救急用具などの必要なもの以外は持ち込まないこと。
5. 組合せ抽選規定
 - (1) 組合せ抽選は、競技部長が主催しシード順位に従って競技部がこれを行う。
 - (2) シード順位については6. シード規定に準ずる。
 - (3) フリー抽選の順番は前年度の総合ポイントの高い順番とする。
 - (4) 同一団体については1回戦で対戦しないようにブロック分けを行い抽選する。
※該当チームは参加申込時に申し出を受付し、理事長と競技部で検討する。申し出が無い場合はフリー抽選とする。
6. シード規定
 - (1) 前年度当該大会の成績を資料とし、主として4位以内(3位決定戦無しは3位)のチームを対象とする。
 - (2) 各大会におけるシードチーム数は、最大4チームとする。
 - (3) シードチーム名およびその順位は、組合せ抽選の際、競技部長が決定する。
 - (4) トーナメントにおけるシードチームの位置は、次の通りとする。



- (5) シードチームが不参加の場合には、シードの順位を繰り上げるものとする。
- (6) シードチームに該当する4チームに不参加が出た場合、シードチーム数を増やすことはない。残り位置は抽選で決定する。
- (7) 前回大会に不参加の場合でも、前年度および直近の主要大会における成績を加味し、組合せ抽選の際、競技部が提案し理事長から承諾された場合は、当該チームをシードチームとする。